

鳥取市議会文教経済委員会会議録

会議年月日	令和3年4月14日（木曜日）		
開 会	午前10時33分	閉 会	午前11時36分
場 所	市役所本庁舎7階 第2委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 田村 繁已 副委員長 朝野 和隆 委 員 岩永 安子 米村 京子 西村紳一郎 平野真理子 長坂 則翁 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史 荻野 正己		
事務局職員	調査係長 中川 真理 議事係主任 橋本 圭司		
出席説明員	<p>【教育委員会】</p> <p>教 育 長 尾室 高志 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 次長兼教育総務課長 横尾 賢二 教育総務課課長補佐 入江 卓司 教育総務課学校施設係長 河上 大輔 次長兼学校教育課長 安本 雅紀 学校教育課課長補佐 西尾 靖子 学校保健給食課長 山根ちはる 学校保健給食課課長補佐 谷本 彰彦</p> <p>【経済観光部】</p> <p>経 済 観 光 部 長 平井 圭介 次長兼経済・雇用戦略課長 大野 正美 経済・雇用戦略課課長補佐 古網 竜也 企業立地・支援課長 西田 茂樹 企業立地・支援課参事 綱田 正 企業立地・支援課課長補佐 太田 順二</p>		
傍 聴 者	3人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前10時33分 開会

【教育委員会】

◆田村繁已委員長 おはようございます。ただいまより文教経済委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配布のとおり、教育委員会と経済観光部について議案説明、質疑、討論、採決まで行いますのでよろしく願いいたします。

早速、教育委員会の審査に入ります。初めに尾室教育長に御挨拶をいただき、人事異動で替わられた方は自己紹介をお願いいたします。尾室教育長。

○尾室高志教育長 はい。改めまして皆さんおはようございます。教育長の尾室高志でございます。新年度に入りまして2週間がたったということでございます。学校のほうでも新たな体制で先週始業式、入学式を感染対策万全の上で実施したところでございまして、スムーズな新年度のスタートが切れたのかなというふうに考えております。

先ほど市長の提案説明の中でも少し触れておりましたが、今週になりまして月曜日に南中の生徒が1名感染していることが判明いたしました。直ちに保健所とも連携しながら検査対象をしっかりと確認いたしまして、昨日296名の検査を行い、全て陰性だという確認ができたところです。昨日残念ながら唾液の出具合が悪いかいろいろありまして、3名の方が本日追加で検査するというところでございます。もしこの3名も陰性ということが分かれば明日にでも学校の再開ができるのかなということで今学校のほうと、また保健所の確認を取りながら検討しているところでございます。引き続き学校はもとよりあらゆる施設、生徒児童はもちろんですが、市民の皆様も含めて感染防止、また感染拡大防止にしっかりと努めてまいりたいと考えております。

本日は議案第77号の工事請負契約の締結について御審議いただくというものと、それから報告のほうで債権の放棄、これを教育委員会所管の部分を御説明させていただきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

そうしますとこのたびの春の定期人事異動に伴いまして新たに異動になりました職員のほうから自己紹介をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○岸本吉弘副教育長 おはようございます。鳥取市教育委員会事務局副教育長を4月1日より拝命いたしました岸本吉弘と申します。昨年度までは学校教育課長ということでいろいろお世話になりましたが、これからも鳥取市の教育行政を前にしっかりと進めるために汗をかきたいと思っておりますのでどうぞよろしく願います。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 失礼いたします。教育委員会事務局次長兼教育総務課長兼校区審議室長を拝命しました横尾賢二でございます。よろしく願いいたします。

○安本雅紀次長兼学校教育課長 失礼します。教育委員会事務局次長兼学校教育課長を務めております安本雅紀と申します。よろしく願いいたします。

○谷村彰彦学校保健給食課課長補佐 失礼いたします。このたび教育委員会事務局学校保健給食課課長補佐となりました谷村と申します。よろしく願いいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様をお願いします。

議案第77号の工事請負契約の締結について（説明・質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第77号工事請負契約の締結についてを議題とします。執行部より説明をお願いいたします。横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 はい。教育総務課横尾でございます。付議案のほう5ページになります。工事請負契約の締結ということでございます。内容としましては、鳥取市立江山学園普通教室棟長寿命化改良の建築工事の契約締結でございます。工事の概要としましてはそこ

にあります。普通教室棟の長寿命化ということで、内部の改修と各階のトイレの改修、あと外部の改修としまして建具改修、屋上防水等の改修でございます。契約方法としましては一般競争入札ということで、3月16日4社で入札を行っております。契約金額はそこでございますように2億460万円でございます。契約の相手方はそこにあります藤原組を代表とします藤原組、興洋工務店のJVでございます。工期のほうは令和4年3月28日までとなっております。説明は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 ただいま御説明をいただきました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。長坂委員。

◆長坂則翁委員 参考までに教えてください。まず、今回のこの契約内容は、これはこれで理解しますけれども、今まで聞いておったんかどうかちょっと記憶がないもんで分かりませんが、もう江山学園に関わる関係の工事っていうのは、これでもうお終いなのか、いやいや年次計画があってということなのか、そこら辺りの内容ちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 はい。教育総務課横尾でございます。工事としましては、これは普通教室棟の長寿命化工事ということで、これは建設工事ということで今回契約をとということでございますが、長寿命化に関してはそのほか電気と機械がございます。それ以外には、特別教室棟の増築工事というものが、これが今年度と来年度実施する予定になっております。あと、令和4年度はさっき言いました特別教室棟の改修がそのままありますし、あと、外構工事といったようなものが発生してまいります。大体の予定は以上でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 それで契約方法が一般競争入札ということが書いてあるんですが、何社、何共同企業体になるんか、応募があったのか、ちょっと教えてください。

◆田村繁巳委員長 横尾次長。

○横尾賢二次長兼教育総務課長 はい。教育総務課横尾でございます。4企業共同体の応募がありました。4つでございます。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、以上で質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 討論ないということで、これより採決に入ります。

議案第77号工事請負契約の締結についてを採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆田村繁巳委員長 挙手全員であります。本案は原案のとおり可決することに決定しました。

報告第2号放棄した債権の報告についてのうち所管に属する部分（説明・質疑）

◆田村繁巳委員長 続きまして報告に入ります。報告第2号放棄した債権の報告についてを御報告をお願いします。山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。学校保健給食課山根です。それでは報告第2号学校給食費、指定補助教材費及び日本スポーツ振興センター災害共済掛金の債権放棄について報告させていただきます。本日の委員会資料4ページにわたりまして、ホッチキス留めのものをお配りしておると思いますので、そちらのほう御覧いただきたいと思います。

このたび鳥取市債権管理に関する条例第7条第1項の規定によりまして、鳥取市の債権を放棄いたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。所管します債権の担当課が、記載しておるとおり学校教育課、学校保健給食課と連名で報告でございますが、学校給食費と日本スポーツ振興センター災害共済掛金が学校保健給食課の所管でございます。指定補助教材費は学校教育課の所管でございます。この2つの課で分かれておりますが、平成30年度3つの債権を公会計とさせていただいたことに伴いまして、まとめて保護者より徴収をいたしておりますので、一括して私のほうから御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ御覧ください。1つ目の放棄する債権についてでございます。表に記載しておりますとおりの3つの債権がございます。債権の種類としましては私債権でございます。時効につきましては現在5年です。これ民法を適用されるということによって現在5年ですが令和2年3月31日までの債権の期限としましては2年でございます。

続きまして放棄する債権の内容につきましてですが、2のところでございます。2債権放棄の内容のとおりでございます。学校給食費と日本スポーツ振興センター災害共済掛金、こちらのほうは令和3年3月26日に放棄を行い、指定補助教材費のほうは同月3月29日に債権放棄をそれぞれ行ったところでございます。これらはいずれにしても相手方が破産をされたことによりまして、支払い義務がなくなってしまったということから、裁判手続など法的手続によっても回収がもうできないということになりまして、やむを得ず債権を放棄するものでございます。その具体的な内容につきましては、2ページ以降になります。まず、2ページでございますが、学校給食費につきましてです。こちらのほう3件、3名の破産によりまして合計27万4,023円の放棄となっております。そして3ページでございますが、こちらは指定補助教材についてでございます。こちらは2件、2名の破産によりまして、合計3万962円放棄をするという内容でございます。そして最後4ページでございますが、こちら日本スポーツ振興センター災害共済掛金についてでございます。こちら2件、2名の破産により、合計2,760円放棄したものでございます。放棄した債権の内容の報告につきましては以上でございます。

◆田村繁巳委員長 御報告いただきました。

委員の皆様から質疑、御意見などございますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 この3種類の債権で、個人で破産手続ということで、これは同じ個人が給食費、教材費それから共済の掛金という格好でダブっているということで理解してよろしいですか。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。そのとおりでございます。冒頭、申し上げましたとおりの、

同じ口座で引き落としという者でございますので、同様の方と御理解をいただけたらと思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 それで、特に3番目の方なんですけれども、平成30年度から令和2年度の債権がずっと続いていて、この破産手続をされたのは、これはいつ破産手続ということになったわけですか。というのは、結構長くこれそのまま支払いが滞っているような状況ですので、それまでの経過をちょっと教えていただきたいんですけれども。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。今おっしゃいましたのが給食費の3番の方のことでございましたでしょうか。はい。お答えします。この方は破産手続の決定のほうは官報のほうにも出ておりますので申し上げますけども、令和2年11月12日で決定をしたということがございます。免責のほうは令和3年1月12日付で免責ということが決定をしたということがございます。こちらのほうは債権管理のほうが一括管理をした情報を情報提供いただきまして、こちらが知る事となっておりまして、それまでは鋭意努力をこちらのほうで、債権の回収のほうの集金等、お声かけ等はさせていただいたところがございますが、このたびこういった状況になったということで連絡をいただきましたのでこのような形になっております。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ですから、この方も含めてですけれども、債権の督促等々については債権管理センターというところかな、そちらのほうでやっておられたということですね。それは大体理解できましたけれども、教育委員会はこういった形でこの債権について、もうぽんと投げてしまっただけでお願いしますということではないと思うんで、その辺りの努力といたしますか、その辺についてはどういうふうに対応されていたのか。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。お答えします。まず、教育委員会の流れでございます。債権管理につきましては、まず、この金額のほう決定しましたら、多くは口座振替でございますが、偶数月に公会計となりましてからは集金をさせていただいております。この口座振替は3回行います。この後、これでもお支払いがいただけないところになりますと、2番目に督促状を発送いたします。そして、それでも難しいということになれば、今度3番目に催告書、こちらを発送いたし、まず集金のほうをさせていただくよう努力をさせていただき、それでもなお、回収ができないということになれば、その段階で裁判手続をさせていただき事前通知というものをさせていただきます。そして、ここで未納のほうが高額であったりしますと、債権管理課のほうとタグを組みまして、債権管理課のほうにこの徴収の事務を移管するというような手続を踏ませていただきまして、もちろんこの債務者にはこういった連絡はその都度させていただくんですが、こういった流れで教育委員会はさせていただき、移管した後は、そういった収納の特化をいたしました債権管理のほうで、他課からもまいります、その者へ督促を行い、それから裁判支払督促、こちらに移ってまいります。その後、仮押さえですとか、債権回収のほうの手続を進めてまいると、こういった流れで一連の流れをさせていただいたところ

でございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 この件については破産手続ということで債権が回収不能ということなんですけれども、同時進行で、今それこそ課長のほうから説明があった督促であったり、そういったものを行っている事案も多分あると思うんですけども、そういった事案が大体、今どの程度あるのか、もし分かれば、分からなければ後で結構ですので、また教えてやってください。資料が出ればですけども。はい。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。ありがとうございます。債権の状況につきましては後ほど資料提供をさせていただくということでお願いできればと思います。よろしくをお願いします。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 参考までに、小学校、中学校別に教えてください。これ全部小学校ですか。小学校、中学校別にちょっと教えてほしいんですけども。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。小中どちらもございます。人数のほう具体的なところまでは少し、とは思いますが、小学生も中学生もどちらもおります。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 例えば、学校給食費1、2、3と上がっていますが。これらについて小中別というのは明らかにできのでしょうか。それからこちらの指定補助教材費も小学校か中学校かというぐらいのことは、報告はできるんじゃないですか。できないんですか。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 お1人目の方は、既に卒業されておられるということでございます。ちょっとお待ちください。

すみません。小中で分けておりませんで、お時間いただきましてすみません。お1人目の方ですが、いわゆる2年度に小学校卒業されているという方でございます。ですので、今は中学生といますかね、現段階ではそうなると思います。お2人目のときですが、平成30年～令和元年までという債権の年度でございますけども、こちらのほうは小学生でございます。3人目の方でございますが、これが平成30年～令和2年度までということでございますが、これは小学生と中学生ということでございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 今、報告された3番目の方は小学生と中学生って、それ合っているんですか。何でそんな形になるんですか。債権者は個人、小学生と中学生の子供さんを抱えておられるという理解でいいわけですか。そういう理解でいいんですね。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。そうです。対象になる、徴収をさせていただいているのは保護者で個人なんですけど、その対象となる給食の提供をした者につきましては小学生、中学生ということの捉えで今お答えをしたということでございますので、はい。おっしゃるとおり

でございます。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 上杉委員も若干触れられましたけども、この私債権放棄ってというのは毎年されるんですか、例えば何年かに1回とか、そういう形でされているんですか。今まで教育委員会部局として債権放棄をされたのは通算何件あるんですか、じゃあ。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。債権放棄は個人でなさるものでございまして、公会計になりましてこういった債権を取り扱うようになりましてから今回初めてでございます。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 個人でされるってことですけれども、やっぱり今後もそういった事案ってというのは発生するという認識を持っておられるんですか、どうなんですか。

◆田村繁巳委員長 山根課長。

○山根ちはる学校保健給食課長 はい。発生した場合は対応をこのようにしていくということではございますが、これ以前に債権の回収には努力をしてみたいとは考えております。以上です。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので、質疑終了したいと思います。

以上で教育委員会の審査を終了します。執行部の皆様は御退席ください。

【経済観光部】

◆田村繁巳委員長 経済観光部の審査に入ります。初めに平井部長に御挨拶をいただき、人事異動で変わられた方は自己紹介をお願いします。

○平井圭介経済観光部長 経済観光部です。よろしくをお願いします。今回は補正予算案を御審議お願いいたします。飲食店、宿泊業等の支援につきましてはいろんな考え方があり、いろんな方法があり得ると思います。また、どういう支援策をやったとしても、それで十分ということはないかと思っております。今回、私どもが提案した内容もこれでは言い切れないかもしれませんし、悩ましい部分もいろいろございますが、これを選んだということでございますので、審議のほうよろしくをお願いします。

では、出席者のうち異動のあった者につきまして簡単に御紹介いたします。

○大野正美次長兼経済・雇用戦略課長 はい。失礼いたします。この4月1日より経済観光部次長兼経済・雇用戦略課長を拝命いたしました大野と申します。引き続きになりますけども、よろしくをお願いいたします。

○西田茂樹企業立地・支援課長 このたび4月の人事異動によりまして企業立地・支援課の課長を拝命いたしました西田です。課長補佐を4年間させていただいた後の課長ということで、引き続きどうぞよろしくをお願いいたします。

○太田順二企業立地・支援課課長補佐 企業立地・支援課課長補佐の太田と申します。農政企画課からの異動でございます。引き続きよろしくお願ひいたします。

◆田村繁巳委員長 審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう執行部及び委員の皆様にお願ひします。

議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

◆田村繁巳委員長 それでは議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を議題とします。執行部より説明をお願いします。西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田でございます。それではこの文教経済委員会の資料に基づきまして御説明をしたいと思います。資料の1ページでございますけれども、商工費、商工業振興費の地域経済活性化促進事業費、市内飲食業等緊急支援事業費（新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金）でございます。この事業につきましては詳しい資料を2ページ、3ページのほうにつけておりますので、そちらに基づきまして御説明をしたいと思います。先ほど質疑もいただきましたので、ある程度の事業の内容につきましてはお答えをさせていただきましても、改めまして説明をさせていただきます。

まず、事業の目的なんですけれども、昨年の12月の新型コロナウイルス感染拡大の第3波におきまして、全国的に飲食店等でクラスターが多く発生したことによりまして、忘新年会などの書き入れどきの会食自粛や年末のG o T oトラベルの停止、1月初旬からの首都圏、関西圏を中心としました緊急事態宣言の発令などによりまして、本市における観光入込客数の減少や外出自粛傾向が見られます。1月以降、特に飲食業や旅行関連事業者につきましては大幅に売上げが減少しているものと考えられることから、事業継続の危機にあるそれらの事業者を下支えするために売上規模に応じた給付金を支給することで、需要回復までの事業継続及び雇用継続を支援したいと考えております。

2番目の事業の概要ですけれども、対象者です。2020年12月以前に鳥取市内に本社または本店がある事業者、また、個人事業主の場合は住所がある、なおかつ市内に事業所または店舗を置く中小・小規模事業者及び個人事業主といたします。対象業種につきましては飲食関連事業者としまして飲食店、それから自動車運転代行業者、それから2番目ですけれども、旅行関連事業者としまして宿泊事業者、バス・タクシー等の旅客運送事業者、レンタカー等ですね、自動車賃貸業者、それから旅行代理店事業者、美術館、公衆浴場、遊魚船業者、体験型観光施設と言っていますが、アクティビティや農園等で体験を伴う観光施設のことを指します。それから土産物店ということで、全体の売上げのうち観光客への売上高が5割以上ある小売店のことを指します。この上記の対象事業者、1と2の対象事業者への商品の納入、サービスの提供を行う事業者の中で食品加工業者、清掃業者、卸売業者を対象とします。これらの事業者の全体の売上げのうち対象事業者への売上高が3割以上あるものに限っております。なお、この1、2、3の対象業種の中ですけれども、対象業種以外にも複数の事業を営んでおられる、そういった事業者もあるかと思ひます。そういった方につきましては2020年、または2019年の

月平均売上高におきまして、対象業種の売上げが全体事業のうち5割以上あることが必要であるということにしております。これは3ページの左上の対象要件のイメージのところですけれども、全体事業費のうちの例えば飲食業と宿泊業、対象業種になりますけれども、これが5割以上であることが要件となっております。

それから対象要件ですけれども、以下のいずれかの売上高の減少率が50%以上であるということですが、2021年1月から3月の月平均、または2021年4月単月の売上高と2020年、または2019年の月平均の売上高を比較しまして50%以上減少していることというのを対象としております。なお、売上高につきましては、対象業種以外の事業も含めた事業全体の売上高とします。これにつきましても3ページの右上のところでは2019年、または2020年の月平均の売上高というのはこういうイメージで12か月の売上げを平均したもの、それと今年の1月から3月の平均、または4月の単月を比較して、このように50%以上減少しているということが対象要件となります。

給付額につきましては2020年、または2019年の月平均の売上高、コロナの影響を受ける前、通常の売上げを基準にしまして200万円以上の月平均の売上げがありましたら給付額が100万円、100万円以上200万円未満の場合に50万円、50万円以上100万円未満の場合25万円、20万円以上50万円未満の場合に10万円の給付を行うこととしております。

それから3ページにいきまして、事業のポイントとしておりますけれども、今回のこの制度につきましては金融機関との連携を行うこととしております。申請の受付窓口を原則として、日頃から融資等取引のある地元金融機関とすることで、ある程度経営状況を把握している金融機関からのチェックもしてもらえますし、申請書に記載する売上高等の適正な申請が期待できると。なおかつ本制度の概要を金融機関から対象となるであろう取引先へ周知していただくことで、対象となる事業者からの申請率の向上にもつながると考えております。また、金融機関がまとめて市役所へ持ってきていただくということで、窓口が分散されることによりまして申請者の利便性、それからこちら側の事務処理の迅速な対応ということに資するというふうを考えております。このたび連携していただく金融機関につきましては鳥取銀行、山陰合同銀行、鳥取信用金庫、商工中金、島根銀行、みずほ銀行のこの6社でございますけれども、これらの金融機関は制度融資を取り扱っている金融機関全てでございます。通常、融資で取引をされている事業者さんにつきましては、ある程度、この金融機関さんのほうで対応していただけるんじゃないかなと思っております。

それから4番の予算ですけれども、給付総額を試算しております。試算のベースというのは、これも昨年3月から本市で行っておりますセーフティーネットの認定から推測をさせていただいております。それで、セーフティーネットの認定件数ですけれども、昨年3月以降、本給付金の対象者になり得るであろう事業者さんをカウントしたものの、それがセーフティーネット認定分としておりますけれども、給付額それぞれ4段階ありますけれども、100万円でしたら138件とありますけれども、ここがこれまで認定している対象業種の件数です。それに加えて融資を受けてない方からの申請、そういうものも想定されますのでセーフティーネット未申請分というところですけれども、例えば100万円の給付額でしたら14件としておりますけれども、これはセーフテ

イーネットの認定分の大体1割ぐらいがセーフティーネット未申請の方ですけども、申請をされるのではないかなという想定で100万円から10万円で、1割、2割、3割、4割というような、特に売上げが比較的少ない方につきましては融資を受けてないんですけども、このたびの給付金の対象となり得る方がいらっしゃるのではないかなという想定で推計をしたものです。それらを合計したものが312件となっております。給付金の総額としましては2億180万円を想定しております。それから銀行事務手数料としまして、このセーフティーネットの認定を受けておられるという262件、これにつきましては銀行を通じての申込申請の受付を想定していますので5,500円の262件分144万1,000円を計上しています。それから振込手数料、すみません。手数料手数料となっていますけれども、振込手数料の間違いですので訂正をさせていただきます。これにつきましては給付金の支払いにつきまして1件当たり110円かかりますので、その312件分の3万5,000円を計上しております。予算の総額としましては2億327万6,000円となっております。

次に申請受付のスケジュール等についてなんですけども、申請方法につきましては、融資を受けている事業者につきましては原則金融機関での受付をお願いしたいと考えております。それ以外に直接市へ申請をされる方につきましては原則、郵送により受付をしたいと考えております。申請の受付期間につきましては金融機関から、それから郵送も含めまして4月26日から開始したいと考えております。最終の受付の締切りは6月30日としておるところでございます。申請につきましては、事前に書類作成等の相談窓口としまして4月27日以降、平日なんですけども、毎週火曜日と木曜日に予約制で受け付けます。ホームページまたは電話での事前の予約が必要なんですけども、そういった相談の窓口も開設をする予定としております。以上でございます。

◆**田村繁巳委員長** ただいま御説明をいただきました。

これより質疑を行います。質疑のある方、挙手をお願いします。長坂委員。

◆**長坂則翁委員** 質疑でもあったもので、ダブっては聞くことはしませんが、実は持続化給付金の関係がマスコミ報道でかなり不正受給があったという報道がありましたよね。それで、ここに3ページ目の事業のポイントで、原則として日頃から取引のある地元金融機関というふうに、銀行と取引のあるところはそれなりに銀行さんも把握しとられるだろうし、分かると思うんですけども、銀行と取引のない個人事業者さん、それでこれでいくと、さっきの説明でも郵送して申請受付をするってということだけでも、いわゆる不正受給の予防策についてどのようなお考えがあるのか教えてください。

◆**田村繁巳委員長** 西田課長

○**西田茂樹企業立地・支援課長** はい。企業立地・支援課西田でございます。不正受給につきまして、市に直接申請される方につきましてはそういった金融機関でのチェックはできないんですけども、月平均の売上げにつきましては確定申告書の写しということで、給付額の対象となる、ベースとなる確定申告をきちんとされている事業者でない対象にしないということ、まず1つの条件にしております。それから比較対象となります1月から3月の月平均または4月の単月の売上げにつきましては、これは基本的には自己申告的にはなるんですけども、その点につきましても、きちんとした売上げの台帳の写しでありますとか、例えば税理士さんに経

理をお願いしている場合でしたら税理士さんを通じて作られたものを提出していただくと。この2つの書類が給付対象になるかならないかというところと、それから給付金の額がどの段階になるのかというところですので、ここにつきましましてはきちんとしたものを出していただくというふうに考えております。その数字がちょっと疑わしいなというようなことがもしあるようでしたら、例えば今の営業の状況ですとか、そういったものも申請のときに聞き取りをさせていただいて、申請書類の内容の数字、それから営業というか、経営をされているかどうか、そういうことも確認をした上で受付をしたいと考えております。それから今、警察等も相談させてもらっていますけども、反社チェックですね、これにつきましましては受け付けた申請者につきましては、そういった警察へ照会をさせていただくということについての同意をいただくような、そういった承諾書も取らせていただいて警察のほうに照会するようなことも今、調整をしているところです。以上です。

◆田村繁巳委員長 長坂委員。

◆長坂則翁委員 いずれにしても貴重な財源なわけですから、不正受給というものが発生しない取組をしっかりとやっていただきたい、このことだけ申し上げておきたいと思います。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 すみません。非常に細かい制度設計をされての予算組立てをされているところが分かったわけですが、今回、どこかで線を引かなきゃいけないということも最初の部長の説明でもありましたが、売上高の減少率が50%以上あるというところなんです、こういう状態が1年続いてきた中での50%という線を引かれたというところ、これについて、実際、対象になるのも312件というふうに計算されていますし、これはこういう事業者、飲食業や旅行業者、対象になる事業者のどれくらいの割合になるんでしょうか。まずそれを教えてください。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。まず、この312件のうち事業者数、これにつきましましては平成28年の経済センサスの数字なんですけども、飲食サービス業につきまして、市内の事業者数が1,053、それから宿泊業につきましては84というような数字を持っております。それで、このセーフティーネットの認定の状況から先ほど312件というのを推計したとお伝えしましたが、この312件のうちセーフティーネットの認定を受けた方が262件ということで、その262件の内訳のうちの飲食業が159件になります。ですので、先ほどの1,053事業所のうちの159という想定をしておりますし、宿泊業につきましては、このセーフティーネットの認定を受けられている件数が14件ということですので、一応業種の内訳でいうとそうなります。それから卸小売業につきましては飲食、それから旅行関連事業者への商品とサービスの提供があるというところで、大体20件を想定しています。それからそれ以外の業者につきましては69件の申請を想定しているところです。ですので、セーフティーネットの認定を受けている262件の内訳はそうなりますし、それ以外の相違のところの部分については業種ごとの推計まではしていませんけども、そういった業種からの申請があるという想定で、今、試算を出しているところでございます。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。飲食業は1,053件、宿泊業は84件の経済センサスでの数値のうちの159件、あるいは宿泊業では14件という卸売業、その他を含めての312件を想定しているということなんですが、セーフティーネットは融資を受けるという分でしたので、融資が受けられる事業者だというふうに思うんです。それで、今回1年間本当に持続化給付金とか、さっき家賃支援給付金とかいろいろつなげて今にあるというところだと思いますので、ぜひ今回、こういう制度設計になっていますけれども、部長も言われたようにやっぱりいろんな施策が組み立てられて支援がされるということが必要だと。今、1年たった段階ですので、ぜひそういうたくさんある事業件数の中の一部しか支援できないという状況だということをぜひやっぱり改めて私は認識していただきたいなというふうに思います。

それと今後、いろんな施策という場合に50%まで行かないけど、何とかしのいでおられるところへの施策を考えていただかんといけんと思うんですけど、そこら辺は何か、今言うことではないのかもしれませんが、考えておられるのかどうか。

◆田村繁巳委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 はい。50%という基準が、ハードルが高いという意見はいろいろいただいております。ただ、これを40%、30%にしてしまうと今度は何で飲食だけっていう話も当然出てまいりますし、数が膨大になるということも当然考えられますので、今回については年末からの飲食、宿泊業の窮状に対して一番厳しいところをまずは拾い上げるということで組んだものですので御理解いただきたいと思いますし、今後ってということにつきましては、正直いつまでも給付をずっとやるってことは、それは望ましいことではないとは思っております。2月補正だったですかね。売上げを回復するための商工団体の認定を受けた上での計画を策定し、その内容について県と合わせて4分の3の補助を受けられるような、県市合わせて最大200万円というような補助も設けてかなりの件数、これを予定しております。今後はやはり商工会議所なんかとの協議の中でも前向きにこのプラスの方向に持っていくための支援が必要だという認識が基本的にはございますので、そういったものも含めていろいろと考えていきたいと思っております。

◆田村繁巳委員長 岩永委員。

◆岩永安子委員 はい。いろいろ考えていただきたいですけれども、今の状況が維持できないと、県が出している事業転換ですとかいうこともなかなか考えられないと思うんです。考えることのできる事業者ばかりではないというところもぜひ頭に置いていただいて、施策を考えていただきたいなと思います。以上です。

◆田村繁巳委員長 そのほかございますか。西村委員。

◆西村紳一郎委員 はい。売上50%減ということでございますが、やっぱり経営には経営収支というのが、あそこに着目されるべきだと私は思うんですよ。例えば人件費が固定費として払わなければ雇い止めになって、またそこで雇用不安等が増大する。また、水道光熱費等固定費が必ずあるわけですし、そういう面という収支で見るという観点はなかったのかどうか、そこら辺お尋ねします。

◆田村繁巳委員長 平井部長。

○平井圭介経済観光部長 検討の段階でそういうことも考えました。固定費に対する補助というようにも有効ではないかと。ただ、現実問題としてそれを見ていくとなると、とてつもない袋小路に1件ごとに入っていくような話にもなりますし、いろんな難しい、数字の見方っていうのは難しくなってくるというようなことを、それを処理する手間のことも含め、あまり現実的ではないなというのが正直なところでありまして、そういう観点から一律はあまり好ましいとは思っていないというようなことで今回のこのような内容にしたということで、おっしゃる御意見は確かにごもっともだとは思いますが。

◆田村繁巳委員長 西村委員。

◆西村紳一郎委員 広報の仕方なんですけど、金融機関を通してとそれからホームページということではありますが、もっと飲食業の方なかなか忙しくて、夜のお仕事でしょ。そうなるともっと違った広報のやり方というのを検討したらと思うんですが、それについてお尋ねしたい。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田でございます。加えての広報としましては、一応6月の市報にある程度の対象者だとか、対象要件、そういったものも含めて、今載せることにしております。基本的に前半につきましては金融機関さんが各対象となるだろう事業者さんを回っていただいて、個々に周知をしていただくというような期間を前半に持ってきていたいと思っておりますので、後半にそれでもまだ知られてないというような事業者さんにつきましては、そういった媒体を使いまして広く広報したいと考えております。また、それ以外の宣伝につきましては、今、検討をしているところでございます。

◆田村繁巳委員長 よろしいですか。そのほかございますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 5月の市報はもう間に合わないのでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。すみません。内部のことですけども、5月はもう間に合わないということで、最短で今6月ということなので6月に上げる予定にしております。

◆岩永安子委員 はい。分かりました。前半はというような言い方されずに、そういうことであれば分かりました。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員 はい。ちょっとお聞きしたいんですけども、前回の給付金で200万もらいましたよね。皆さんもらって、あとまた県からも10万もらったりとか、そうしたときに、要するに税務上では雑収入になっちゃうんですね。雑収入になったときに、売上ではないから雑収入になって、例えば事業者によつたら黒になる場合があるんですね。赤字経営の人もまた赤になる場合がある。その辺の税務との兼ね合いについてこの金融機関は、そういうところに対しては関係なく出すような形になるのでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。この制度の仕組みからいい

ますと、確定申告の申請に基づくその事業収入の部分についての月平均の売上高を計算するところ、先ほど部長も言われましたけども、所得ということで考えますとプラスになるということはあるかどうかちょっと分かりませんが、ある程度売上げが落ち込んでいれば当然赤字になっているところもある程度想定できるというふうに考えております。ですので、対象とするのはあくまで事業収入というところで、雑収入とかそういったものは含めないところでの売上の落ち込みを見させていただくという制度にしております。

◆田村繁巳委員長 米村委員。

◆米村京子委員長 すみません。じゃ、あくまでも売上げオンリーでやるというところでもよろしいのでしょうか。それとあともう1つ、それこそ卸業者とかそういういろんなところにも出てくるんですけども、おしぼり屋さんとか、お酒屋さんとか、魚屋さん、屋のつくところ、八百屋さん、魚屋さん、肉屋さん、そういうところの小さな個店のお店なんかもこれはどンドンどン申請していったらいいってということで、確認でよろしいでしょうか。

◆田村繁巳委員長 西田課長。

○西田茂樹企業立地・支援課長 はい。企業立地・支援課西田です。そうですね、先ほど申し上げました中で対象業種との取引、商品の納入、サービスの提供がある場合というところに含まれますので、卸売業の方のおしぼりとかそういったもの、飲食店に納入されている業者さんも対象になりますので、あとは売上要件等もありますけども、対象業種としてはなり得ますのでその辺は申請の御検討いただけたらと思っています。

◆田村繁巳委員長 はい、米村委員。

◆米村京子委員長 はい。分かりました。じゃあ、対象業者になり得るところで皆さんに力強く早くやったほうがいいですよときちっとっておきます。ありがとうございます。

◆田村繁巳委員長 はい、そのほかございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ないようでございますので質疑を終結します。

討論に入ります。討論はありますか。岩永委員。

◆岩永安子委員 今回の事業については本当にいろいろ考えられて支援策を打たれたということは評価します。ぜひ、ここで救済支援の対象にならないような業者やレベルの方々がたくさんおられると思いますので、鳥取の事業経営守っていくということでぜひいろいろ検討していただくことを引き続き望みたいと思います。付け加えて討論といたします。

◆田村繁巳委員長 それ賛成討論ですか。

◆岩永安子委員 はい。賛成討論、失礼しました。賛成討論です。

◆田村繁巳委員長 ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆田村繁巳委員長 ない。討論を終結いたします。

これより議案第74号令和3年度鳥取市一般会計補正予算のうち本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆**田村繁巳委員長** 举手全員と認め本案は原案のとおり可決することに決定しました。
以上で全ての日程を終了しましたので文教経済委員会を閉会します。

午前11時36分 閉会